

# 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 法律第50条に係る届出の手引き

## 飼料販売及び飼料添加物販売の 届出について



### 福島県農業総合センター

届出の提出先

〒963-0531

郡山市日和田町高倉字下中道116番地

福島県農業総合センター

安全農業推進部 指導・有機認証課

電話 024-958-1708

FAX 024-958-1727

E-mail nougyou.anzen@pref.fukushima.lg.jp

## ■ 飼料販売及び飼料添加物販売に係る届出について

- 福島県に本社がある法人または福島県在住の個人が、「家畜等」の飼料または飼料添加物を第三者から仕入れて販売する場合、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」第50条の規定に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 飼料・飼料添加物の取次のみの場合も販売行為に該当するので、現物を直接取扱わなくても販売業者の届出が必要です。
- **他県に本社がある法人または福島県以外に在住する個人が、飼料・飼料添加物を福島県内で販売する場合、本社が所在する（住民票のある）都道府県が届出の提出先となるので注意してください。**
- 同法施行令第1条により、上記の「家畜等」は牛、豚、めん羊、山羊、鹿、馬（食用）、鶏、うずら、みつばち、こい（食用）、にじます、あゆ、やまめ、にっこういわな等と定義されています。
- 競走馬等の食用に供しない馬や観賞用のこい（錦鯉）等は「家畜等」に該当しないため、これらの飼料の販売には届出が不要です。
- 届出を県で受理した後、届出書副本を奥書して返還します。副本を紛失しないよう大切に保管してください。

## インターネットで飼料や飼料添加物の販売を行う場合について

- 下記の場合も販売の届出が必要です。
  - ・インターネットオークションで飼料・飼料添加物を販売する場合
  - ・フリマアプリで飼料・飼料添加物を販売する場合

## 飼料・飼料添加物販売の届出が不要な場合について

- 同法施行規則第69条第2項の規定に基づき、自ら生産した農産物を飼料として販売することを業とする販売業者については、飼料販売の届出は不要です。
- 昭和61年12月3日付け農林水産省畜産局流通飼料課長通知「飼料製造業者届等の届出について」に基づき、飼料等の製造業者又は輸入業者は、その届出に係る飼料等の販売業者届の提出は不要です。
- ※ **飼料等製造業者や飼料等輸入業者が、第三者から飼料等を仕入れて販売する場合には、飼料販売の届出が必要です。**
- 飼料等を製造・輸入する場合には、飼料等製造・輸入の届出が必要です。届出書の提出先は都道府県経由で農林水産大臣となります。
- 福島県に本社がある法人または福島県在住の個人の、飼料・飼料添加物製造や飼料・飼料添加物輸入の届出提出先は福島県畜産課となります。  
畜産課の連絡先は次のとおりです。

〒960-8670

福島市杉妻町2-16（西庁舎9階）

電話 024-521-7364

FAX 024-521-7939

飼料・飼料添加物販売業者届の提出について

- ・ 飼料・飼料添加物の販売を開始する2週間前までに、届出書その他、参考書類1部を福島県農業総合センターへ提出してください。
- ・ 届出書は店舗ごとではなく、業者ごとに提出してください。同一の業者が店舗の新規開店（閉鎖）のため届出をする場合は、変更届の提出となります。
- ・ 法人格を持たない任意組合や個人商店等からの届出は、代表の個人の届出となります。このため、届出書の届出者の「住所・氏名」の欄及び「1 氏名及び住所」の箇所には、住民票に記載されている代表個人の住所及び氏名を記入してください。
- ・ 販売業務を行う事業場及び保管する施設（店舗）の所在地が複数ある場合は、「2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地」の欄に「別紙一覧のとおり」と記載し、店舗の所在地の一覧表を添付してください。

飼料の種類の入力方法について

- ・ 「3 販売に係る飼料の種類」は以下を参照して記入してください。
  - ・ 配合飼料の場合：告示「飼料の公定規格」で定められた、以下の配合飼料の種類を記入します。

※ 飼料の銘柄（商品名）は記載不要です。

鶏 用 配 合 飼 料：幼すう育成用配合飼料  
中すう育成用配合飼料  
大すう育成用配合飼料  
成鶏飼育用配合飼料  
種鶏飼育用配合飼料  
ブロイラー肥育前期用配合飼料  
ブロイラー肥育後期用配合飼料

豚 用 配 合 飼 料：ほ乳期子豚育成用配合飼料  
子豚育成用配合飼料  
肉豚肥育用配合飼料  
種豚育成用配合飼料  
種豚飼育用配合飼料

牛 用 配 合 飼 料：ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料  
ほ乳期子牛育成用配合飼料  
若令牛育成用配合飼料  
乳用牛飼育用配合飼料  
幼令肉用牛育成用配合飼料  
肉用牛肥育用配合飼料

養殖水産動物用配合飼料：うなぎ餌付け用配合飼料  
うなぎ稚魚用配合飼料  
うなぎ育成用配合飼料  
こい稚魚用配合飼料  
こい育成用配合飼料  
にじます餌付け用配合飼料  
にじます稚魚用配合飼料  
にじます育成用配合飼料  
あゆ餌付け用配合飼料  
あゆ稚魚用配合飼料  
あゆ育成用配合飼料

- ・混合飼料の場合：「混合飼料」と記載せず、「〇〇用混合飼料」等、対象が確認できるように記載してください。
- ・単体飼料の場合：「ふすま」、「炭カル」、「バガス」等、取扱う飼料ごとに記入します。

#### 飼料添加物の種類の記入方法について

- ・飼料添加物は告示「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」により種類が定められています。告示で定められたもの以外を飼料添加物として販売することはできません。
- ・「3 販売に係る飼料添加物の種類」は、告示を参照して「ギ酸カルシウム」、「プロピオン酸」、「安息香酸」等と記入してください。

※ 飼料添加物の商品名は記載不要です。

#### 参考書類について

- ・届出人を確認するために、以下の書類のいずれかを添付してください。  
法人の場合：「履歴事項証明書」（届出日から3か月以内に発行されたもの）  
個人の場合：「住民票抄本」（届出日から3か月以内に発行されたもの）

## 飼料販売業者届

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名

(電 話)

(F A X)

(E-mail)

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

### 記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 3 販売に係る飼料の種類
- 4 飼料の販売の開始年月日

（日本産業規格A4）

記載例

飼料販売業者届

令和〇〇年××月◆◆日 \*1)

\*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住所 福島市杉妻町◎番●●号 \*2)

\*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所・氏名を記入してください

氏名 株式会社福島 \*2)

代表取締役 福島 一郎 \*3)

\*3：押印不要です

(電話) ○○○-○○○-○○○○

(FAX) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

株式会社福島 代表取締役 福島 一郎

福島市杉妻町◎番●●号

- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

福島市杉妻町◎番●●号 \*4)

\*4：所在地が複数ある場合は別紙一覧表を作成し「別紙のとおり」と記入してください

- 3 販売に係る飼料の種類 \*5)

鶏用配合飼料：幼すう育成用配合飼料、中すう育成用配合飼料、大すう育成用配合飼料、成鶏飼育用配合飼料

牛用配合飼料：ほ乳期子牛育成用配合飼料、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料、若令牛育成用配合飼料、乳用牛飼育用配合飼料

単体飼料：ふすま、炭酸カルシウム、大豆油かす、なたね油かす、とうふかす、バガス、ビートパルプ、稲わら、チモシーヘイ、圧ぺんとうもろこし

\*5：配合飼料の種類は告示に記載されている種類を記入します。商品名は記入不要です

- 4 飼料の販売の開始年月日

令和〇〇年〇〇月◆◆日

(日本産業規格A4)

## 飼料添加物販売業者届

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名

(電 話)

(F A X)

(E-mail)

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

### 記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地
- 3 販売に係る飼料添加物の種類
- 4 飼料添加物の販売の開始年月日

（日本産業規格A4）

記載例

飼料添加物販売業者届

令和〇〇年××月◆◆日 \*1)

\*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住所 福島市杉妻町◎番●●号 \*2)

\*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所・氏名を記入してください

氏名 株式会社福島 \*2)

代表取締役 福島 一郎 \*3)

\*3：押印不要です

(電話) ○○○-○○○-○○○○

(FAX) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

株式会社福島 代表取締役 福島 一郎

福島市杉妻町◎番●●号

- 2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

福島市杉妻町◎番●●号 \*4)

\*4：所在地が複数ある場合は別紙一覧表を作成し「別紙のとおり」と記入してください

- 3 販売に係る飼料添加物の種類 \*5)

ミネラル：塩化カリウム、酸化マグネシウム、炭酸水素ナトリウム、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、硫酸マンガン

ビタミン：ニコチン酸アミド、パラアミノ安息香酸、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD3油、ビタミンE粉末、葉酸、リボフラビン

生菌剤：バチルス サブチルス、バチルス セレウス

\*5：飼料添加物の種類は告示に記載されている種類を記入します。商品名は記入不要です

- 4 飼料添加物の販売の開始年月日

令和〇〇年〇〇月◆◆日

(日本産業規格A4)



## 飼料・飼料添加物販売の届出受理後の注意事項について

### 帳簿の備付と記録について

- ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」第52条第2項の規定に基づき、入荷販売の度に、飼料の名称・数量・年月日・及び相手方の氏名（名称）・荷姿を帳簿に記載しなければなりません。
- ・同法同条同項及び同法施行規則第72条第3項の規定に基づき、帳簿は8年間保存しなければなりません。

### 表示について

- ・飼料や飼料添加物については、以下の表示を行うこととなっております。表示がない、表示に不備がある等の場合、飼料・飼料添加物の仕入先に確認してください。
  - ・飼料添加物を含む飼料：同法第3条第1項の規定及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」第1条別表1の1の（5）に基づく表示
  - ・飼料添加物：「飼料添加物」の表示等、同法第3条第1項及び省令第2条別表2の5に基づく表示
  - ・配合飼料、混合飼料及び大豆油かす等の単体飼料6種：同法第32条及び告示「飼料品質表示基準」に基づく表示

※ 大豆油かす、魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉、血粉以外の単体飼料については、平成元年3月8日付け農林水産省畜産局長通知「飼料の表示事項について」に基づく表示をお願いします。表示がない等の場合、仕入先に確認をお願いします。

### 飼料・飼料添加物の保存方法について

- ・飼料については同法第3条第1項及び省令第1条別表1の1の（4）、飼料添加物については同法第3条第1項及び省令第2条別表2の4により、以下の保存基準が定められているので遵守が必要です。
  - ・農薬や重金属等の有害物や病原微生物により汚染された場所、また汚染された疑いがある場所や容器（包装材料）に保存してはいけません。
  - ・「保存上の注意事項」が表示されている飼料・飼料添加物は、「保存上の注意事項」を遵守して保存しなければなりません。

### 虚偽の宣伝の禁止

- ・同法第48条の規定により、販売する飼料・飼料添加物の成分又は効果に関し虚偽の宣伝は禁止されています。
- ・販売する飼料について、家畜の病気の予防や治療効果を謳うと、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）に抵触します。
- ・平成25年9月11日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知「家畜用飼料における医薬品的な表示について」を参照し、不適正な表示をしないよう注意する必要があります。

## 容器等の不正使用の禁止

- ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」第49条の規定により、他の製造業者輸入業者若しくは販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の飼料若しくは飼料添加物の名称若しくは成分を表示した容器・包装の不正利用は禁止されています。

※市販の飼料・飼料添加物の袋を再利用し、別の飼料・飼料添加物を入れて販売する場合は上記に該当します。内容物が誤認されないよう、この規定が定められています。

## 小分け販売について

- ・飼料の場合：飼料を小分け販売する場合は、表示票の写しを添付する等して購入者が飼料の情報を確認できるようにしてください。
- ・飼料添加物の場合：小分け販売は「飼料添加物の製造」に該当します。このため、飼料添加物の小分け販売を行う場合は、**飼料添加物製造業者届の提出が必要です。**

## 放射性セシウムの暫定許容値について

- 平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づく飼料の放射性セシウム暫定許容値は下記のとおりです。

暫定許容値を超過する飼料を販売しないよう注意してください。

- ・牛：100 Bq/kg（粗飼料は水分含量8割ベース、その他飼料は製品重量）
- ・豚：80 Bq/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）
- ・家きん：160 Bq/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）
- ・馬：100 Bq/kg（粗飼料は水分含量8割ベース、その他飼料は製品重量）
- ・養殖魚：40 Bq/kg（製品重量）

## BSEガイドラインの遵守について

- 牛海綿状脳症（BSE）対策のため、平成15年9月16日付け農林水産省消費・安全局長通知「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン（BSEガイドライン）が制定されています。
- BSEガイドラインに基づき、牛等の反すう動物用の飼料に牛肉骨粉入り肥料などの動物性たん白質が混入しないよう、区分流通・区分保管を行ってください。
- BSEガイドラインに基づき、区分流通・区分保管に係る内規を作成して店舗ごとに備付けてください。併せて、店舗ごとに混入防止責任者の設置や、区分流通・区分保管に関する記録を行ってください。

## 飼料（飼料添加物）販売業者届出事項変更届について

- 住所（主たる事務所の所在地）や会社の代表者名、会社の名称等の変更、販売事業場及び保管施設の所在地の変更、販売する飼料（飼料添加物）の種類の変更等、届出事項に変更が生じた場合には、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」第50条第4項の規定に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 変更が生じた日から1か月以内に、変更届を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 法人の名称や代表者の氏名、主たる事務所の所在地が変更された場合には、変更を確認するため、履歴事項証明書を1部添付してください。
- 変更の生じた日から1か月以上経過した後に変更届を提出する場合は、別途「遅延理由書」を1部添付してください（様式は福島県農業総合センターへお問い合わせください）。
- 登記に時間を要するため、変更から1か月以内に変更届を提出できない場合には、事前に福島県農業総合センターへ御連絡ください。

※ 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」では届出の「承継」はありません。

- ・ 世帯内の後継者への経営移譲や業務の相続
- ・ 任意組合での代表変更
- ・ 個人商店の代表者変更
- ・ 個人商店から法人化 等の場合には、  
すべて、当初届出の廃止及び新規届出の提出が必要です。

- 店舗名は届出事項ではありません。 **店舗名のみ変更する場合、変更届の提出は不要です。**

## 飼料（飼料添加物）販売業者届出事項変更届

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに、 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日

（日本産業規格A4）

記載例

飼料（飼料添加物）販売業者届出事項変更届

令和〇〇年★月●●日 \*1)

\*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住 所 福島市杉妻町◎番●●号 \*2)

\*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所・氏名を記入してください

氏 名 株式会社福島 \*2)

代表取締役 福島 二郎 \*3)

\*3：押印不要です

(電 話) ○○○-○○○-○○○○

(F A X) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

さきに、令和〇〇年××月◆◆日付け\*4)で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

\*4：最初に届出書を提出した日付を記入してください

⇒ 当初届出の年月日を確認したいときには、福島県農業総合センター安全農業推進部までお問い合わせください

記

1 変更した事項 \*5)

(1) 代表者の氏名 (新) 福島 二郎

(旧) 福島 一郎

(2) 保管する施設の所在地の追加

福島市飯坂町平野○○○○

飯坂倉庫

\*5：変更事項が複数ある場合、(1) …、(2) …と事項単位で列記してください

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年▼▼月●●日 \*6)

(2) 令和〇〇年●月●日

\*6：登記された日付ではなく、変更した事実が発生した日を記入してください

(日本産業規格A4)

## 飼料（飼料添加物）販売業者事業廃止届について

- 飼料・飼料添加物の販売（譲渡）を止めた場合、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」第50条第4項の規定に基づき廃止届を提出しなければなりません。
- 販売（譲渡）を廃止した日から1か月以内に、廃止届を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 届出人が死亡した場合には、家族の方が代理人としてすみやかに廃止届を福島県農業総合センターへ提出してください。

※ 法人を廃業する場合には清算人・破産管財人からの廃止届を提出をお願いします。

※ すでに飼料・飼料添加物販売を廃止している場合でも、廃止届の提出なく県で届出を抹消することはありません。廃止届の提出を必ず行ってください。

## 飼料（飼料添加物）販売業者事業廃止届

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により飼料販売業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

（日本産業規格A4）

記載例

飼料（飼料添加物）販売業者事業廃止届

令和〇〇年★月●●日 \*1)

\*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住所 福島市杉妻町◎番●●号 \*2)

氏名 株式会社福島 \*2)

\*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所・氏名を記入してください

代表取締役 福島 二郎 \*3)

\*3：押印不要です

(電話) ○○○-○○○-○○○○

(FAX) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

さきに、令和〇〇年××月◆◆日付け\*4)で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により飼料販売業者の届出をしたが、令和〇〇年★月●●日\*5)限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

\*4：最初に届出書を提出した日付を記入してください

⇒ 当初届出の年月日を確認したいときには、福島県農業総合センター安全農業推進部までお問い合わせください

\*5：飼料・飼料添加物販売を止めた日を記入してください



## 飼料（飼料添加物）販売業者事業廃止届

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名

（ 年 月 日死亡 ）

代理人

（届出人との関係 ）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により飼料販売業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

（日本産業規格A4）

記載例

飼料（飼料添加物）販売業者事業廃止届

令和〇〇年★月●日 \*1)

\*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住所 郡山市日和田町高倉◎◎番●●号 \*2)

氏名 郡山 太郎 \*2)

\*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所・氏名を記入してください

( 令和◎●年+月\*日死亡 )

代理人 郡山 花子 \*3)

\*3：押印不要です

(届出人との関係 長女 ) \*4)

\*4：長男・妻など、亡くなった届出人からの続柄を記入してください

(電話) ○○○-○○○-○○○○

(FAX) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

さきに、令和〇〇年××月◆◆日付け\*5)で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により飼料販売業者の届出をしたが、令和〇〇年★月●日\*6)限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

\*5：最初に届出書を提出した日付を記入してください

⇒ 当初届出の年月日を確認したいときには、福島県農業総合センター安全農業推進部までお問い合わせください

\*6：亡くなった日を記入してください。亡くなる以前から飼料・飼料添加物販売を止めていた場合には、その時期の日付を記入してください